

第3部 障害者計画

第1章 施策の体系



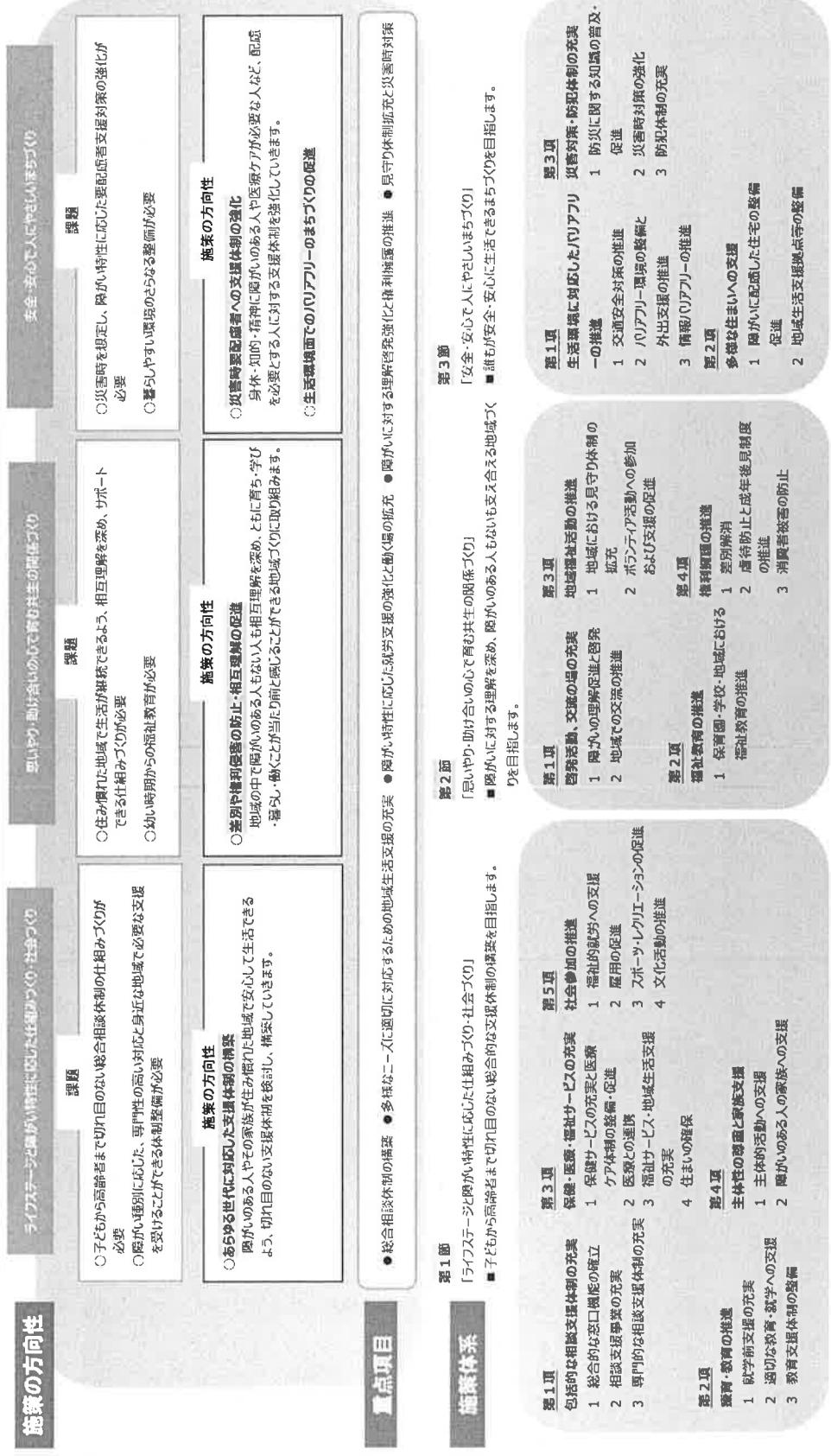
第2章 計画の全体像

『障がいのある人もない人もともに支え合いながら地域で生活できる共生社会の実現』

基本理念

計画策定の背景（現状）

- 精神に障がいのある人が増加しています。特に40歳代を中心とし、若年層の発症が増加しています。
- 関係機関の相談支援体制強化により、支援を必要とするケースが相談につながる仕組みになってきていますが、問題を複数抱え、複雑化しているケースが増加しています。
- 障がい種別に応じた身近な地域で柔軟に対応できるサービスの充実が求められています。
- 障がいのある人の高齢化（特に身体・知的に障がいのある人）にともない、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要がケースが増加しています。
- 就労支援を必要とする人が増加しています。
- 身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会など当事者団体において新規会員の加入者が少なくなっています。
- 障がいのある人（児）の家族を精神的にサポートできる機会の充実が求められています。
- 平成28年4月から障害者差別解消法が施行されており、今後はさらなる推進が求められています。



重点項目

- 総合相談体制の構築 ●多様なニーズに適切に対応するための地域生活支援の充実 ●障がい特性に応じた就労支援の強化と働く場の拡充 ●障がいに対する理解啓発強化と権利擁護の推進 ●見守り体制拡充と災害時対策

施策体系

- 第1節** 「ライフステージと障がい特性に応じた仕組づくり・社会づくり」
- 子どもから高齢者まで切れ目のない総合相談体制の構築を目指します。
- 第1節** 「思いやり・助け合いの心で育む共生の仕組づくり」
- 障がいに対する理解を深め、障がいのある人もない人も支え合える地域づくりを目指します。
- 第2節** 「安全・安心・心しなやかに暮らそう」
- 誰もが安全・安心に生活できるまちづくりを目指します。
- 第1項** 包括的な相談支援体制の充実
- 1 総合的な窓口機能の確立
 - 2 相談支援事業の充実
 - 3 専門的な相談支援体制の充実
- 第2項** 教育・教育の推進
- 1 就学前支援の充実
 - 2 適切な教育・就学への支援
 - 3 教育支援体制の整備
- 第3項** 保健・医療・福祉サービスへの充実
- 1 保健サービスの充実と医療ケア体制の整備・促進
 - 2 医療との連携
 - 3 サービス・連携サービス・地域生活支援の充実
 - 4 住まいの確保
- 第4項** 主体性の醸成と家族支援
- 1 主体的活動への支援
 - 2 障がいのある人の家族への支援
- 第5項** 社会参加の推進
- 1 福祉的就労への支援
 - 2 雇用の促進
 - 3 スポーツ・レクリエーションの促進
 - 4 文化活動の推進
- 第1項** 啓発活動、交流の場の充実
- 1 障がいの理解促進と啓発
 - 2 地域での交流の推進
- 第2項** 福祉教育の推進
- 1 保育園・学校・地域における福祉教育の推進
- 第3項** 地域福祉活動の推進
- 1 地域における見守り体制の拡充
 - 2 ボランティア活動への参加および支援の促進
- 第4項** 権利擁護の推進
- 1 差別解消
 - 2 虐待防止と成年後見制度の推進
 - 3 消費者被害の防止
- 第1項** 生活環境に配慮したバリアフリーの推進
- 1 交通安全対策の推進
 - 2 バリアフリー環境の整備と外出支援の推進
 - 3 情報バリアフリーの推進
- 第2項** 多様な住まいへの支援
- 1 障がいに配慮した住宅の整備促進
 - 2 地域生活支援拠点等の整備
- 第3項** 災害時対策・防犯体制の充実
- 1 防災に関する知識の普及・促進
 - 2 災害時対策の強化
 - 3 防犯体制の充実

第1節 ライフステージと障がい特性に応じた仕組みづくり・社会づくり

障がいのある人がライフステージの各段階に応じた保健・医療・福祉サービスを切れ目なく受けられるよう、その充実を図り、安心して生活できる地域社会や福祉の仕組みづくりを促進します。また、家庭や職場、地域社会のあらゆる場において、主体性を持って社会参加できるよう支援を行います。

第1項 包括的な相談支援体制の充実

市の課題

- 本市においても、少子高齢化にともなう家族形態の変化や様々な社会的要因により、障がいのある人の相談内容は複雑・多様化してきています。保健・医療・福祉等それぞれを担う機関等はより密接な連携が必要になり、かつ、一体的な機能を持った相談窓口の整備が求められています。また、障がいのある人が個々のライフステージにおいて、障がいの種別やその特性に応じた相談支援を受けられることが望まれ、相談の内容や対象者の年齢等にかかわらず対応できる、包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。
- 市内の障害者相談支援事業所は3か所あり、相談支援専門員は2人ずつ設置されていますが、多様なケースに対応できる専門員の確保が望まれます。また、相談支援事業所と福祉総合支援センターの相談支援体制における役割や業務の整理などの整備を進めていく必要があります。

各種調査結果

- 「相談窓口の経路のわかりにくさ」、「地域におけるきめ細やかなサービス展開が不十分」、「周囲における見守り体制が必要」などの意見がある。
- 「悩みや困ったことへの相談」は家族・親せきが最も高く、介助者のニーズが高まっていることから、当事者やその周りの人たちの生活における困りごと（「生きづらさ」）の解消に向けた体制構築が求められている。
- 精神に障がいのある人の生活満足度については、「相談員や相談窓口等、地域での相談体制」が47.0%とほかの障がいに比べ、高くなっている。

ワーキンググループによる意見

- 障がい者がどのような点で困りやすいかという視点が必要。
- 社会的なバリアを取り除くだけでなく、障がい者同士の理解促進も必要。

施策の方向性

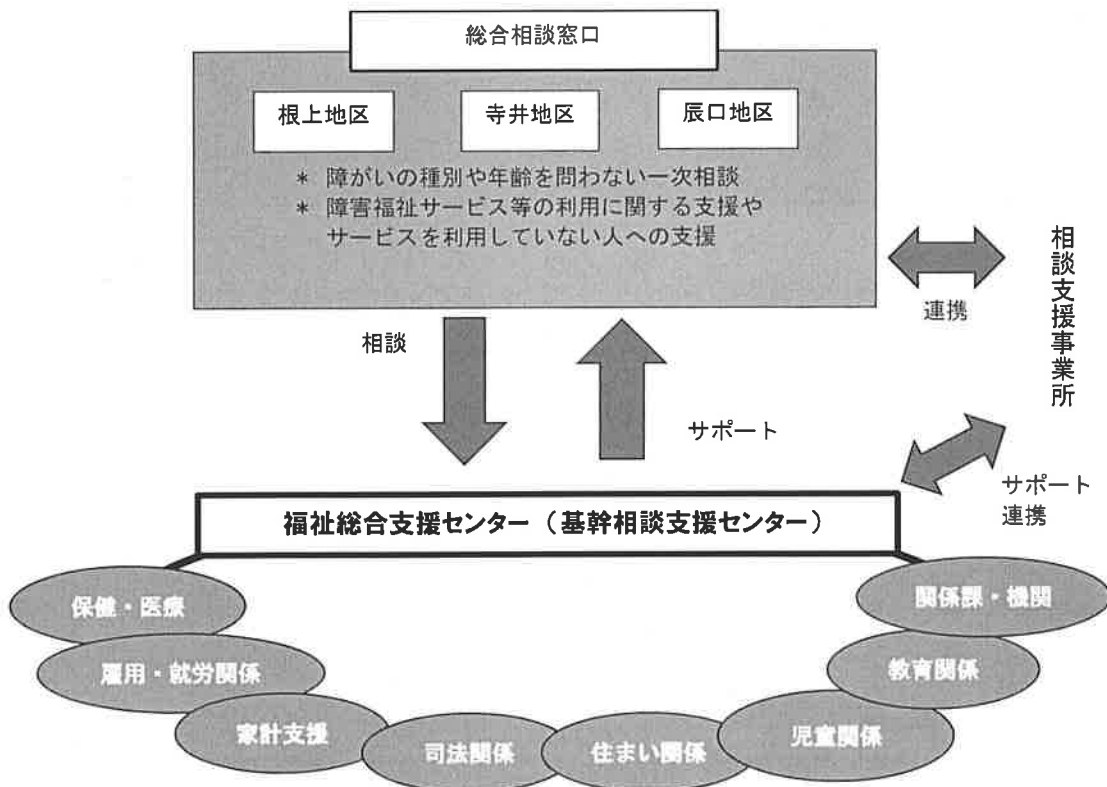
(1) 総合的な窓口機能の確立

① 能美市福祉総合支援センターの充実

- 保健師、社会福祉士等、専門職の配置を充実させ、根上、寺井、辰口地区の身近な地域で全年齢を対象とした総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- 複雑・多様化する相談をサポートできるよう、相談支援の中核的な役割を担う、福祉総合支援センター（基幹相談支援センター）のさらなる充実を図ります。

② 地域自立支援協議会の強化

- 相談支援専門員や総合相談窓口が対応する個別案件におけるケース検討会議等の充実を図ります。また、定例支援会議の機能強化を図り、分野別連絡会（専門部会）の充実やニーズに即した新たな部会の設置についても検討し、総合的な相談支援体制の強化を推進します。



(2) 相 談 支 援 事 業 の 充 実

① 相 談 支 援 従 事 者 の 資 質 向 上 ・ 人 員 の 確 保

- 相談支援従事者等がより専門的な相談支援を実施できるよう、ケース検討会や権利擁護研修会を開催し、資質の向上に努めます。また相談支援事業の充実を図るため、相談支援従事者の確保に努めます。

② ライフステージに応じた相談支援体制の確立

- 障がいのある人一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するため、切れ目のない相談支援体制を整備し、地域での生活を支援します。

③ 地 域 に お け る 相 談 活 動 の 充 実

- 相談支援専門員や身体・知的障害者相談員等の周知に努めます。
- 相談員活動を充実させ、適切な情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員等の地域活動を行う関係者との連携を図り、障がいのある人や家族が安心して生活できるように支援します。

(3) 専 門 的 な 相 談 支 援 体 制 の 充 実

① 包 括 的 な 支 援 体 制 の 構 築

- 障がいのある人（児）が身近な地域で医療－療育－リハビリ等、切れ目なく専門的な支援を受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

第2項 療育・教育の推進

市の課題

- 療育においては、健やかな成長、発達のために必要な療育・教育が受けられるよう乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援の仕組み（「途切れのない支援」）が求められています。また、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援も求められています。
- 障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、市子育て支援センター、市子ども発達支援センターと連携して、専門機関の支援を受けながら取り組んでいます。障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばしていくためには、適切な時期に十分な療育を受けること、障がい等を早期発見・早期療育へつなげていくことが重要であり、医療機関・保育園・幼稚園・健康推進課・学校などの関係機関が連携を強化していくことが重要です。
- 障がいのある子どももいない子どもも地域でともに育つ環境の整備を図り、一人ひとりの状況に応じた支援が必要であり、障がいのある子どもを受け入れる体制の整備を推進していく必要があります。また「放課後等デイサービス」などの障がいのある子どもの放課後における居場所を確保していくことも必要となっています。
- 共生社会の実現に向けて掲げられている「インクルーシブ教育」の理念に基づき、障がいのある子どももいない子どもも同じ場でともに学ぶことを追求し、多様で柔軟な仕組みの整備が検討されています。そこで、障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもに対して適切な教育的支援を行うことが重要です。

各種調査結果

- アンケートにおいては、「放課後等デイサービスの不足」が課題として挙げられており、居場所づくりなどの支援が求められている。他方で「適切な就労サポート」などが課題として挙げられており、企業への啓発や就職先の確保などの支援が求められている。
- 知的障がいのある人の生活満足度については、「療育や特別支援学校など、教育の推進」が57.0%とほかの障がいに比べ、高くなっている。
- 学校や園生活を送る上で必要だと思うことについては、「学習サポート体制を充実してほしい」「進路指導を充実してほしい」「友だちをつくったり、友だちと付き合っていけるようなサポートをしてほしい」がそれぞれ41.7%と最も高くなっている。

ワーキンググループによる意見

- 介助員や看護師が近くにいないことによって、医療ケアが必要な障がいのある子どもは希望する学校に通うことができない。
- 障がいのある子どもを育てる親同士が集い、親の思いに共感し合える場があるとよい。

施策の方向性

(1) 就学前支援の充実

① 保育環境の充実

- 障がいのある乳幼児の円滑な保育園入園に努めるとともに、保育士の加配を行うなど、保育環境の充実に努めます。

② 早期発見・早期療育体制の充実

- 早期から適切な療育が受けられるよう、関係職種等が子ども発達支援センター専門員と連携を図り、専門的な相談支援につなげていきます。
- 児童発達支援事業において、支援を必要とする乳幼児の療育を推進します。
- 障がいに応じた療育の充実を図るため、子ども発達支援センター専門員による保育士等の資質向上に向けた研修の機会を確保し、知識・技術の向上を図ります。
- 働く保護者の、送迎や同伴などに対するニーズを把握し、事業所を利用しやすくなるよう努めます。

③ 相談支援体制の強化

- 発達支援センター連絡会や子ども連絡会を通して、保健、医療、福祉、教育の関係機関の連携を図り、早期からの療育相談支援体制の強化を図ります。

(2) 適切な教育・就学への支援

① 就学支援および相談体制の整備

- 発達段階に応じた適切な就学ができるよう、保健、医療、福祉、教育、保育の関係機関との連携による、早期からの相談支援体制の整備に努めます。
- 障がいのある児童・生徒およびその保護者の理解と協力を得ながら継続的に就学相談・支援ができる体制の整備に努めます。

② 地域における障がいのある児童・生徒との交流の推進

- 通常学級と特別支援学級との相互交流や校内行事への参加による通常学級の児童・生徒との相互理解を推進します。

(3) 教育支援体制の整備

① 特別支援教育推進体制の整備

- 特別支援教育に関する教職員への研修を実施し、指導力の向上を支援します。
- 特別支援教育コーディネーターによる関係機関との連絡調整・協力体制の充実を支援します。

② 一貫した支援体制の構築

- 個別の教育支援計画を作成できる体制づくりの推進と各種専門職の連携・継続的支援体制を確立し、一貫した支援に努めます。そのため、障がいのある人がライフステージに応じた必要なサービスを利用し、卒業後もいきいきと生活を営めるよう推進します。
- 国や県の障害者施策の動向等を踏まえ、第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画を策定します。

第3項 保健・医療・福祉サービスの充実

市の課題

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢化の度合いも踏まえ、保健・医療・福祉の連携による地域保健医療の連携を推進することが必要となっています。
- 障がいのある人が十分な医療を受けられるよう、行政と医療機関との連携、緊急医療体制などの一層の充実が求められています。また、障がいのある人が、適切なタイミングで、適切な治療を受けられるよう、特定健康診査（生活習慣病予防健診）を実施するとともに、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防が求められています。
- 障がいのある人の健康維持・向上についての支援を強化し、生活習慣病や二次障がいの出現リスクを予防することなどが求められています。また、障がいのある人の高齢化やそれにとまなう重度化が進まないよう、日常の健康管理を図る必要があります。
- 障害者総合支援法に基づき、居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの充実や適切な補装具の給付等を行うとともに、年齢や障がい種別にかかわらず、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるための福祉サービスの利用援助、地域の資源等の活用も含めた相談支援等を推進していく必要があります。
- 障がいのある人のニーズに対応した質の高いサービスを提供することが求められており、適切なサービス提供だけでなく、サービス提供事業者の質の向上を図り、安心して利用できるサービス提供体制を推進していく必要があります。
- 障がいのある人（児）とその介護者が希望するサービスを利用する際、看護師の不足等により、希望する事業所およびサービスの利用が有効に活用できない現状もあります。切れ目のない支援の提供を目指すにあたり、有効かつスムーズにサービスを利用できる体制整備が求められています。

各種調査結果

- 医療についての希望をみると、身体では「専門的な治療」、知的では「障がいに対する理解」、精神では「金銭面でのサポート」がそれぞれ最も高くなっており、障がい種別によって特徴がみられる。
- 心療内科、精神科におけるカウンセリングを受けられるところが市内にない。
- 障がいの早期発見の体制とその後の対応について検討していく必要がある。

ワーキンググループによる意見

- 家族が同居していれば地域内での移動も可能だが、独居だと外に出ること自体が億劫になる。
- 介助員や看護師が近くにいないことによって、医療ケアが必要な障がいのある子どもは希望する学校に通うことができない。（再掲）

施策の方向性

(1) 保健サービスの充実と医療ケア体制の整備・促進

① 保健事業の充実

- 健康診査・健康教室等の充実を図るとともに、周知を徹底し、利用率の向上に努めます。
- こころの健康を保つため、一人ひとりのペースに合わせた社会参加を支援し、精神障がい、発達障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりができるようこころの健康づくりを推進します。

② 障がいの早期発見体制の充実

- 妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の充実を図り、障がいの早期発見に努めます。
- 子ども発達支援センター等において、関係機関と一層の連携を図りながら、多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取り組みます。
- 障がいの早期発見とあわせて、早期に適切な療育が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、保育園、学校等の連携による支援体制の充実を図ります。

③ 医療ケア体制の充実

- 障がいのある人（児）と親などの介護者が安心して暮らしていけるよう、関係する分野・事業所との連携による切れ目のない支援等が可能となる体制の整備を検討していくとともに、障害福祉サービス等の受け皿を拡充させるために医療ケア体制の整備の促進に努めます。

(2) 医療との連携

① 医療機関をはじめとする関係機関との体制づくり

- 保健、医療、福祉分野の関係機関における連携を図り、障がいのある人の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確立に努めます。
- 障がいのある人が病歴や健康状態等を適切に把握し、治療が受けられるよう医療機関や関係機関と連携し、安心して治療を受けられるかかりつけ医を増やすなど、医療体制の充実を図ります。

(3) 福祉サービス・地域生活支援の充実

① 各種年金や手当、医療助成制度の利用促進

- 各種年金や手当、医療費助成制度について、「安心のてびき」や窓口相談の機会などを利用して周知を図り、適切なサービスを充実します。

② 補装具や日常生活用具給付の周知と利用促進

- 身体上の障がいを補うための用具の購入、修理費を支給する補装具や日常生活用具給付等事業について周知を図り、適切な利用を促進します。

③ 各種障害福祉サービスの提供と充実

- 各種障害福祉サービスや各種制度について周知を図り、適切な利用を促進します。
- 年齢や障がい種別等にかかわらず、身近なところで必要なサービスを受けられるよう、地域生活支援事業の各種福祉サービスについても推進します。
- 聴覚障がいのある人へ各種派遣サービスを充実します。
- 障がいのある人の外出や社会参加を支援する移動支援事業の実施にあたり、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築等に取り組みます。
- 高齢を迎えた障がいのある人が今までと変わらず福祉サービスを受けられるようにするため、障がいのある人と高齢者の生活支援をひとつの拠点で展開できる「共生型サービス」を充実します。

④ 地域生活支援の推進に関する相談・支援の充実

- 地域生活支援において、その利用状況を考慮しつつ、障がいのある人のそれぞれの課題・ニーズに対応した支援を行います。

⑤ 利用者ニーズを捉えた福祉サービスの提供

- 発達障害者支援法に基づき、発達障がいのある人の支援体制の整備について検討します。

(4) 住まいの確保

① グループホーム等の整備促進

- 地域生活移行者をはじめとする障がいのある人の住まいを確保するため、関連団体等によるグループホーム、開設に対して支援を行います。また、利用希望者が適切な住まいに入居できるような支援体制の構築に努めます。

第4項 主体性の尊重と家族支援

市の課題

- 障がいのある人が、特性に応じて自分らしく生活するためには、社会活動等における当事者の自己実現を促すとともに、個性を理解し、適切な支援を行うことが重要です。能美市に生まれ生活していくために、社会活動の主たる場となる地域の中へ自発的に出ていくこと、またそれをサポートする仕組みづくりも必要となります。
- 障がいのある人が自らのライフステージを進むごとに支援機関は変わり、周囲の環境やかかわり合う人たちも変化していきます。そのため、幼少期からの成育歴を正確に引き継いでいくことが重要となります。切れ目のない支援をスムーズに行い、当事者が自らの意思によって、安心して活動していくためには、いつでもどこでも同じようなケアを受けられることが重要です。保健、医療、福祉、教育、労働機関等の連携だけでなく、それらに必要な情報をまとめたサポートファイル等の冊子を用いることで、連携かつ包括的な支援を可能としていくことが重要です。

各種調査結果

○障がいのある人の外出する機会としては、身体、精神は、ほぼ毎日外出している割合は5割を下回っている。また、外出する手段としては自家用車が多くなっている。一方で、障がいや病気が重く外出に至れないケースもあり、外で交流する機会を設けるための一層の支援が重要である。

ワーキンググループによる意見

○障がい者の家族のためのこころの相談ができる場所がほしい。
○障がいのある子どもを育てる親同士が集い、親の思いに共感し合える場があるとよい。（再掲）

施策の方向性

(1) 主体的活動への支援

① 主体的活動の促進

- 障がいのある人が地域活動の場に参加し、他者と交流ができるよう、当事者自身が外に出てみたいと思うことができる活動の場や機会を増やしていきます。
- 地域自立支援協議会の仕組みの中に当事者や家族の思いを反映できる機会をつくり、当事者や家族の主体性を支援していきます。
- 当事者や家族自身が障がいに関する思いや経験談を市民に伝える場や当事者自身が活動できる場を提供し、活動意欲を高めていきます。

(2) 障がいのある人の家族への支援

① 情報共有できる場づくり

- 家族の精神面をサポートするために、悩みや情報を共有できる場の設置が望まれます。必要な人に対し、身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会等の当事者団体を紹介し、サポートにつながる支援をします。
- 障がいのある児童を育てる親同士の情報共有の場づくりに向けた取り組みを支援します。

② 負担を軽減するための取り組み

- 専門性を備えた当事者により同じ目線で相談に応じる人（ペアレントメンター）により、障がいのある人や家族の悩みや思いを受け入れ、精神的負担が軽減できる体制を整備します。

第5項 社会参加の推進

市の課題

- 改正障害者雇用促進法により、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止や職場で働くにあたっての支援を改善するための措置（平成 28 年4月施行）に続き、精神障がいのある人の雇用が義務化（平成 30 年4月施行）されるなど、障がいのある人の雇用の形が変化してきています。障がいのある人の働く場を確保するため、障害者総合支援法に基づき、就労系サービスの提供の推進を図る必要があります。
- 改正障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げや就労定着支援による就職後の定着支援の強化などにより、障がいのある人の一般就労へつなげていくことが求められており、雇用先の開拓・確保や相談支援の強化などが必要です。
- 福祉的就労において、利用者の工賃水準の向上だけでなく、就労継続支援施設の運営の安定化、就労継続支援 A 型施設の普及等が課題となっています。本市では、障害者優先調達推進法に基づき、調達方針を定めています。今後も、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がいのある人の充実した生活への支援を図り、販路拡大へつなげていくことが求められています。
- 障がいのある人とない人が、スポーツ・生活文化・レクリエーション等の交流・学習の場とともに参加することで共生の意識が高まります。このことから、障がいのある人がスポーツや文化活動に気軽に参加できる機会や場の充実が求められています。
- 地域住民が主体となって、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツが楽しめる環境づくりを目指しています。今後、障がいのある人が気軽に安心して参加できる場の確保を充実させ、地域住民のつながりができる活動の拡充が求められています。

各種調査結果

- 日中の過ごし方については、身体・知的・精神ともに「病院に通っている」が最も高くなっている。
- 主な収入として挙げられているのは、身体・知的・精神ともに「年金や手当など」が最も高く、年齢層の低い知的を除いたとしても、社会で働き、自立した生活の形成が進んでいない状況が伺える。
- 今後の仕事の希望としては、身体では「今の仕事を続けていけていきたい」、知的では「自分に合う仕事をアドバイスしてほしい」、精神では「収入を増やしたい」が最も高くなっている。
- 障がいのある人の外出する機会としては、知的を除き、ほぼ毎日外出している割合は5割を下回っている。また、外出する手段としては自家用車が多くなっている。一方で、障がいや病気が重く外出に至れないケースもあり、社会参加の機会を得るための支援が重要である。

ワーキンググループによる意見

- 権利を主張するには義務を果たさないといけないのは理解しているが、納税などの義務は一般と同じような就労につかない限り、難しい。
- 障がいのある人のためのプールやトランポリン等のスポーツ教室が能美市内にあってほしい。
- イベントや教室が併設されている施設がほしい。
- 地域の企業等に向けて障がい者雇用についての啓発活動をもっと周知してほしい。
- 障がいに応じた就労支援が充実できるよう、福祉的就労支援従事者のさらなるスキルアップを目指してほしい。

施策の方向性

(1) 福祉的就労への支援

① 福祉的就労支援体制の充実

- 一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」、「就労移行支援」を推進します。福祉的就労支援の従事者が障がいのある人に合った適切な支援やアセスメントを行うことができるよう支援スキルの向上に努めます。
- こまつ障害者就業・生活支援センターや福祉施設、特別支援学校等と広域的連携を図り、福祉的就労支援体制の充実に努めます。
- 就労継続支援だけでなく、新たな自主製品の開発や販路拡大により幅広く工賃の向上を目指した取り組みである「農福連携」など、福祉と就労の課題を解決する様々な方策を推進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき市が作成する調達方針の目標額を達成できるよう、関係課に対し、障害者就労施設等からの調達の拡大に向けた取り組みを促進します。

(2) 雇用の促進

① 公的機関および民間企業における雇用啓発・促進

- 市は、率先して法定雇用率を達成するよう努めるとともに、雇用率制度や助成金制度等の各種制度を周知し、雇用率未達成企業の相談会やセミナー、各種イベントにおいて障がいもちながら働くことに関する普及・啓発を行います。
- 地域の企業に対し、障がい者雇用の理解に向けての働きかけを行います。

② 就労相談機関との連携

- 教育や福祉の関係機関、ハローワーク小松、こまつ障害者就業・生活支援センター等との連携による就業支援ネットワークを形成し、就労のきっかけづくりや職場への定着、適切な相談に努めます。

③ 福祉施設から一般就労への移行推進

- 福祉的就労から一般企業への就職を希望する人に対して、関係機関の連携のもとに求職活動から就職、職場定着にいたるまで一貫した個別支援を行い、それぞれの人に合った職場探しを支援します。

④ 各種助成金制度の周知

- ハローワーク小松との連携のもと、企業や事業主に対して雇用促進に向けた国や県等の各種助成制度の周知および活用の促進を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーションの促進

① 関係団体の組織化、会員数の拡大への支援

- 社会福祉協議会が主催する「ふれあい福祉運動会」への積極的な参加など、障がい者スポーツを促進するため、関係団体の組織化、会員数拡大に対して支援を行い、関係団体の基盤強化を促進します。

② 参加しやすい環境整備

- スポーツ施設において、車いす使用者や視覚・聴覚障がいのある人が利用しやすい環境の整備に努めます。
- 一般市民や各種ボランティアの協力による参加支援（付き添いなど）に努めます。

③ 総合型地域スポーツクラブの充実

- 総合型地域クラブ「デベロップ能美」における活動を通じて参加者同士の相互理解を促進しており、障がいのある人が気軽に安心して参加できる場の確保を充実させ、地域に根ざした活動を拡充します。

(4) 文化活動の推進

① 参加しやすい環境整備

- 生涯学習が実施される施設において、車いす使用者や視覚・聴覚障がいのある人が利用しやすい環境の整備に努めます。
- 講演会や講座、各種教室等に気軽に参加できるよう、参加してみたいと思う内容や実施場所等に配慮します。
- 手話通訳士や要約筆記者の派遣、一般市民や各種ボランティアの協力による参加支援（付き添いなど）に努めるとともに、P Rを図ります。

第2節 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり

差別や偏見をなくし、障がいのある人の権利を守ります。また、障がいに対する理解を深めるため、交流の機会の創出や啓発・広報活動等を展開します。

第1項 啓発活動、交流の場の充実

市の課題

- 障がいや障がいのある人、特に見た目からは判別がつかない障がいへの理解については、依然、十分に進んでいるとは言えない状況にあります。特に障がいのある人の雇用や就労継続支援における軽作業の受注においては、地元企業の理解と協力が必要です。
- 障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮について理解を深める取り組みをしていくとともに、「障害者週間事業」（『ぼくらの街フェス in 能美』～みんなでつながろうバリアフリーな気持ち～）や「人権週間」など、障がいのある人や障害福祉等の取り組みをより一層図っていく必要があり、啓発イベントへの当事者団体や関係団体の積極的な参画を推進しつつ、一般市民の参加も増やしていく必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず参加者同士がふれあえる機会を増やして社会活動を行っていくために、身近な地域で開催されている「いきいきサロン」の活用などのふれあいの場と機会の創出が必要です。さらに、啓発やふれあいのための諸活動においては、障がいのある人が主体性を持って参加できるよう、当事者の意見や思いが反映された活動になっていくことが必要です。
- より多くの人々がボランティア活動に関心を持ち、お互いに助け合いの心で参加できるよう、社会福祉協議会等をはじめとした関係機関と連携してボランティア活動を推進していく必要があります。また、障がいのある人自身が、あいさつ運動、通学時の見守り活動、公共施設や地元の町会・町内会の施設（公民館・神社・歩道を含む）の清掃活動等に可能な範囲で社会参加することで、自身の健康維持向上を兼ねた活動になっていくことが必要です。
- 特別支援学校や通所サービス（生活介護・就労継続支援等）を利用している障がいのある人においては、地域の方との交流機会が少ない傾向にあります。町会・町内会の催しや公民館行事等に気軽に参加できるよう、声掛けをするなど、配慮していく必要があります。

各種調査結果

- 地域住民における障がいに対する理解を促進していくために、「障がいのある人への理解を促す交流や場が必要」などの意見がある。
- 障害者週間事業は福祉関係以外の人参加割合が少ないため、より地域の人に対して啓発を行っていく必要がある。
- 障がいのある人についての理解・啓発を推し進めていくための創意工夫が求められている。

ワーキンググループによる意見

- 自宅に閉じこもり傾向となっている障がいのある人、また日中に就労継続支援や通所等のサービス利用といった限定的な社会参加でとどまっている障がいのある人（児）においては地域住民との交流の機会が少ない。
- 市内に障がいのある人のためのスポーツ施設を設置して、障がい者スポーツにもっと力を入れて欲しい。
- 「障がい」に対して、話し合える場がほしい。（町会・町内会単位等）
- 障がいのある人が主体性を持って、社会とかかわっていくことも重要。
- こころのバリアフリーみたいにソフト面のバリアフリーが充実してほしい。

施策の方向性

(1) 障がいの理解促進と啓発

① 理解の促進・啓発の推進

- 社会福祉協議会やボランティア団体等が行っている啓発活動および障がいのある人やその家族等が主体的に取り組んでいる活動等に対して支援を行います。
- ホームページ、SNS、広報、イベント等の活用や企業、学校、地域社会等を通じて、障がいのある人が地域の中で積極的に活動できるよう、障がい特性や必要な配慮について周知・啓発を行います。
- 障がいのある人が、障がいの有無に関係なくふれあい、積極的に社会参加できる環境を推進します。

② 地域住民や企業に対しての啓発の推進

- 市広報や社会福祉協議会の広報誌、障害者週間事業や「春まちぼかぼかプロジェクト」等を通じて、障がいや障がい者施策に対する理解を促進します。
- 市や福祉関係機関、医療機関、地元企業等に設置するパンフレット等の内容を充実します。

(2) 地域での交流の推進

① 各種行事・交流イベントへの参加促進

- 当事者団体や関係機関による各種行事・交流イベント等における主体的活動に対する支援を行いつつ、参加の促進を図ります。
- 町会・町内会の催しや公民館行事における積極的な参加への促進を図ります。

② ボランティア団体によるイベント参加支援の促進

- 障がいのある人が各種イベントに参加しやすい環境をつくるため、各種ボランティアの協力によるイベント参加支援（付き添いなど）を促進します。

第2項 福祉教育の推進

市の課題

- 保育園・小中学校においては、保護者の希望を十分に聞き、障がいのある児童・生徒をできる限り受け入れており、障がいの有無にかかわらず、一緒に遊び、学び、過ごすこととお互いを知り合う機会となっています。保育園や学校という生活の場を通じて、幼少期から学齢期のできるだけ若い時期に障がいのある児童・生徒とふれあい、身近に障がいを個性として認識していけるように引き続き促進していく必要があります。
- 障がいのある児童・生徒や障がいそのものに対する理解をさらに促進していくため、学校の総合学習のみではなく、地域における福祉教育や福祉体験学習等の取り組みも重要となります。引き続き、ボランティア団体や当事者団体の協力のもと、夏休みや放課後等を活用し、障がいについての理解を深め、福祉意識を育てていく場と機会をつくっていく必要があります。
- 保育園や特別支援学級に通う障がいのある児童・生徒がともに学び、理解を深め合うためには、保育士や教職員の知識や技能向上などを促進し、一人ひとりの保育・教育的ニーズを把握し、家庭や地域等と連携を図りながら、福祉教育の推進を図っていく必要があります。
- 特別支援学校等に通う児童・生徒は、地域の学校に通う児童・生徒や地域の人とのふれあいが少ない傾向にあります。今後は、同じ地域で生活する上で、互いに理解し合い、ともに助け合い、支え合っていく必要があります。

各種調査結果

○福祉教育に関しては、学校任せでは教職員の業務的な負担が多くなるため、当事者や関係団体等の参画を含めた福祉教育のあり方や伝達方法を考えていく必要がある。

ワーキンググループによる意見

○一般の人の障がいに対する理解を促すだけでなく、障がい者同士の理解促進も必要である。

施策の方向性

(1) 保育園・学校・地域における福祉教育の推進

① 福祉教育の推進

- 保育園や学校において、障がいのある児童・生徒とともに遊び、学び、過ごすことで障がいもひとつの個性と捉え、お互いが尊重し合い、優しく接することができるように推進します。
- ボランティア団体、当事者団体、学校等と協力し、夏休み等の期間の地域での福祉体験学習等の活用を推進します。
- 保育、学校教育、地域において福祉教育に携わる関係者の知識や技術向上を推進します。

② 地域における障がいのある児童・生徒・家族との交流の推進（再掲）

- ボランティア団体や当事者団体等と協力し、地域の中で特別支援学校に通う児童・生徒と地域の学校に通う児童・生徒と一緒に学び、遊ぶ場などの交流の機会を促進します（同年代および年齢を超えた縦のつながりの交流）。

第3項 地域福祉活動の推進

市の課題

- 社会福祉協議会とともに各町会・町内会に地域福祉委員会を組織し、地域での連絡調整や情報交換等を行ってきました。また、地域で活動する地域福祉委員会の活動推進員を増やし、地域の課題を解決するための見守り活動を充実させてきました。今後は、さらに地域の見守りを充実させ、地域内での助け合い活動を広げていくために、町会・町内会、身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員等との連携を強化していく必要があります。また地域ケア会議を活用することで、個別ケースを通じた地域福祉活動を展開していく必要があります。
- 障がい福祉を進めていくにあたり、身体障害者相談員・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、福祉推進員、福祉関連のボランティアの人材確保が課題となっています。福祉活動における負担軽減や多種多様なニーズの増加へ対応していくためにも、担い手の支援体制や受け入れ体制を充実させていくとともに、人材の発掘や育成を通して、人員の確保を行う必要があります。
- 障がいのある人の社会参加において、各種ボランティアの活動は欠かせないものとなっています。今後は、社会参加を支援するボランティア団体の活動を周知する必要があります。

各種調査結果

- 近所付き合いの状況をみると、「近所の人との付き合いはない」という回答は、身体では15.4%、知的では26.9%、精神では32.6%となっており、障がい種別によって近所付き合いの割合が異なる。
- 民生委員・児童委員の負担が多くなってきており、また任期が短いうちに交代する傾向がみられる。負担軽減に配慮し、ケース情報や地域特性などを適切に引き継いでいくことが重要。
- 見守りネットワークの拠点となる地域福祉委員会が全地域に設置されたが、地域によって個々の活動や認識に大きな差がある。

ワーキンググループによる意見

○個人情報保護という制度があり、地域で活動して貢献したくても、活動しにくい。

施策の方向性

(1) 地域における見守り体制の拡充

① 地域見守り体制の拡充

- 地域福祉委員会の活動を推進します。
- 地域福祉委員会活動推進員の育成と支援を推進します。
- 地域での見守りに対する市民の積極的な参画を促進し、福祉見守り安心マップを活用した見守り体制の拡充を支援します。
- 地元企業等の協力による見守り体制の拡充を推進します。

(2) ボランティア活動への参加および支援の促進

① 能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センターの充実

- ボランティア活動の支援体制・受け入れ体制を充実します。
- 広報紙や各種パンフレット、ホームページ等を通して、ボランティア活動の紹介、募集、講座案内等を実施します。
- 各種事業の中でボランティア活動に対する理解・啓発を促進します。

② ボランティアの育成・支援

- 研修会や講習会の機会の充実を図り、ボランティアの育成・支援を行います。
- 障がいのある人がボランティア意識を向上させられるよう、ボランティア活動への参加を支援します。

第4項 権利擁護の推進

市の課題

- 障がいのある人の権利を守るためには、市民一人ひとりの理解とそれに基づいた行動が必要です。
- 平成 28 年4月から施行されている「障害者差別解消法」では、市役所や事業者に対して、「合理的配慮の不提供」を禁止することなどが定められています。窓口サービスをはじめとする事務や事業の実施において、障がいのある人が適切な配慮を受けられる体制づくりが必要です。
- 共生社会を実現するためには、地域に暮らす人たちが障がいについての正しい知識を持ち、助け合い・支え合う地域づくりを進めていかなくはなりません。なかでも、内部障がい、精神障がい、発達障がいなどの見た目からはわかりにくい障がいの理解を市民へ浸透させていくことが重要です。
- 障がいのある人や高齢者に対して、福祉サービスの利用支援や虐待防止等の支援を円滑に進めるために、権利擁護について関係機関等との連携や課題検討を行ってきました。今後も、成年後見制度^{※2}の一層の周知を図っていくことが求められています。
- 地域での見守りだけでなく、関係機関との連携を強化し、防犯対策の支援に努めるとともに、緊急時に対応できる体制の整備が必要となっています。また、障がいのある人が消費者被害にあうなどのケースが出てきており、消費生活等に関する情報発信や意識啓発を進め、消費生活における相談業務を実施していく必要があります。

各種調査結果

○権利侵害において、すべての障がい種別において「特に権利侵害を受けたことはない」が最も高くなっている。権利侵害を感じたことのある人をみると、知的・精神では「学校でのいじめ・虐待」がそれぞれ 17.3%、25.8%、身体では「差別（暴言など）」が 3.9%となっており、種別ごとの傾向を踏まえた対策が必要である。

○一般の人とのバリアだけでなく、障がい者同士の理解促進も必要である。

^{※2} 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

ワーキンググループによる意見

- 市内において合理的配慮が進むとよい。
- 虐待の実態は、まだ埋もれているケースが多いと思う。

施策の方向性

(1) 差別解消

① 差別解消への取り組み

- 障害者差別解消法に基づき市内事業所における対応要領の策定への働きかけを推進するとともに、その目的などについて周知・啓発に取り組みます。また、市役所においては対応要領に基づく合理的配慮への取り組みを推進します。
- 障がい理由とする差別の相談や紛争防止・解決などに対して、関係課や関係機関等と連携を図ります。

(2) 虐待防止と成年後見制度の推進

① 虐待防止への取り組み

- 相談支援事業所等の関係機関との連携を図ることで虐待の防止を図ります。また広く虐待防止に関する啓発活動を行います。

② 成年後見制度の推進

- 判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利益な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の利用支援を行います。
- 関係機関等と連携して、権利擁護にかかる相談に対応するとともに、対応が困難な事案等については、司法書士会等を含めた福祉・保健・法律等の専門家と協議・対応するなど、権利擁護にかかるネットワークの強化に努めます。

(3) 消費者被害の防止

① 消費者トラブルの防止

- 消費者トラブルに関する情報の発信、被害救済に関する必要な情報提供を行うとともに、障がいのある人の特性に配慮した消費生活相談に努め、障がいのある人への注意喚起に取り組みます。
- 消費者トラブルに遭遇した場合、または遭遇しそうな場合に障がいのある人の消費者としての利益を守るよう消費生活に関する相談などを実施します。また、日常的な防止策として、障がいのある人にかかわる家族や周囲の見守りを強化させ、消費者トラブルの防止や被害救済に取り組みます。

第3節 安全・安心で人にやさしいまちづくり

障がいのある人が社会活動の機会を広げることができるよう、生活環境面での物理的なバリアの除去に取り組むとともに、災害時の対策や防犯体制の充実を図ります。

第1項 生活環境に対応したバリアフリーの推進

市の課題

- 誰もが快適で暮らしやすい生活移動環境の整備を推進していくため、「バリアフリー法」などの関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んできました。引き続き、障がいのある人が円滑に移動できる環境を整備していくとともに、一層のバリアフリー化を推進します。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送るために必要な情報が入手できるよう市関連パンフレットにおいて配慮を行い、またホームページにおいては障がいのある人に行政情報や市政参加情報が伝わるようにユニバーサルデザインを導入し、一層の配慮に努める必要があります。

各種調査結果

- 「施設数が不足（グループホーム）」、「緊急時の対応に不安感がある」などの意見があり、安全・安心のまちづくりに向けて、公共施設等のバリアフリーを進めるとともに、交通安全面の周知・啓発など、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりをさらに推進する必要がある。
- 移送サービス事業所等に対する支援や育成について、オンデマンド※3等、多様な形態を含め考えていく必要がある。

ワーキンググループによる意見

- 公共交通機関（特にバス）は、通院が不可欠な高齢者や障がい者にとって、大事な移動手段であるが、コミュニティバス（のみバス）は経路や時間の利便性が悪いことも多く、タクシーを併用することになる。

※3 利用者の要求に応じてサービスを提供する方式。

施策の方向性

(1) 交通安全対策の推進

① 道路や歩道の安全対策の推進

- 関係課および関係機関との連携により、歩道拡張や交通安全機器の改良などを推進します。

② 交通安全思想の啓発の推進

- 障がいのある人の交通事故を未然に防止するため、関係機関との協力により交通安全教室等の学習機会を実施し、交通安全に対する啓発に努めます。

(2) バリアフリー環境の整備と外出支援の推進

① 道路や公共施設、公共交通等のバリアフリー化の推進

- 歩道や公共施設におけるバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化（またはユニバーサルデザイン^{*4}）について民間事業者への理解を促進します。

② 関係機関との連携による交通環境の整備

- リフト付きワゴン車等を用いた福祉移送サービスや福祉タクシー利用助成を継続して推進します。

(3) 情報バリアフリーの推進

① 障がいのある人への情報提供の充実

- 視覚障がいのある人に対する声の広報を継続して実施します。
- 携帯電話を持つ聴覚障がいのある人に対し、メールで災害や特別警報等の緊急情報をお知らせする災害時等緊急メール配信サービスを実施します。
- 共生社会の実現に向けて、手話が言語であるとの認識に基づき、日常生活および社会生活を営むために、他人との意思疎通、意思表示を図る手段として手話言語条例の制定に向けて取り組みます。
- 広報紙やパンフレット、ホームページの各種媒体を活用するほか、出前講座を開催し、福祉サービスや新しい制度について周知を図ります。
- 市のホームページにおいて利用しやすさの向上に取り組み、すべての人が快適に利用できるデザインとなるよう努めます。

^{*4} 様々な個性や能力にかかわらず、あらゆる人にとって使えて、わかるデザインのこと。

第2項 多様な住まいへの支援

市の課題

- 障がいのある人が地域で暮らしていくためには、基盤となるグループホームの整備を進めていくことが重要です。地域生活移行や障がいのある人の「障がいのある人の高齢化・重度化」、「保護者の高齢化」や「親亡き後」の生活を見据えたシェアハウス、空き家活用などといった居住における多様な活用方法を模索し、住み慣れた家に住み続けられるよう、幅広い福祉整備を進めていく必要があります。
- 将来的な不安を抱えている障がいのある人に対して、その現状を把握していくとともに、施設や環境等の整備にかかる啓発や知識の普及を促進させ、地域で暮らすことに対する不安を減らしていく必要があります。

各種調査結果

○外出する時に充実してほしいことについてみると、身体では「階段の手すり」、知的・精神では「自分が困っているときの周りの人の援助」がそれぞれ最も高くなっており、ハード面の整備だけでなく、障がい理解の促進といった「心のバリアフリー」の考え方に合わせたまちづくりが求められている。

ワーキンググループによる意見

- 年齢に合った施設を利用したい。
- サービスを利用していない人がグループホームなどの情報を得ようとしても難しい。また、入所も難しい。
- 公的なグループホームがほしい。

施策の方向性

(1) 障がい に 配 慮 し た 住 宅 の 整 備 促 進

① バリアフリー化等の住宅助成事業の周知や利用促進

- 住宅改修の経済的負担を軽減するため、自立支援型住宅リフォーム推進事業、バリアフリー住宅助成事業、県の各種助成・融資制度について、ホームページや広報紙、パンフレットにより周知を図り、利用を促進します。
- 関係課の連携により総合的な住宅リフォームの相談体制の充実を図ります。

(2) 地 域 生 活 支 援 拠 点 等 の 整 備

① 障がいのある人の生活支援

- 市町または県が定める圏域において、平成 32 年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等（地域生活支援拠点等）を少なくとも 1 つ整備することが求められています。関係各所と連携をとりながら、広域での連携を含めた地域生活支援拠点等の整備を検討します。

第3項 災害対策・防犯体制の充実

市の課題

- 平成 25 年6月の改正災害対策基本法により、避難支援等を円滑に実施するための名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務づけられました。本市においては、各町会・町内会で普段の見守り活動に使用されていた「福祉見守りあんしんマップ」を充実させ、同名簿としても活用することとしています。このように、障がいのある人や高齢者等を含む避難行動要支援者の把握等については、地域での見守り活動を通してその把握を進めてきましたが、引き続き、避難支援への活用や関係機関等との共有など避難支援体制の整備を充実させていく必要があります。
- 市民の防災意識や避難所・福祉避難所などの災害時に対する意識は、東日本大震災等を契機として、高まってきています。しかし、災害についての不安感、個々人だけでなく、地域における温度差も生じていることから、避難所マップや医療ケアを含めた避難所での対応など、わかりやすい災害対策を進めていく必要があります。
- 町会・町内会において避難訓練や防災講習会などが実施されてきていますが、障がいのある人の参加はまだ十分とは言えない状況にあります。障がいのある人を含めた避難訓練等の実施を進めていくとともに、避難所のバリアフリー化や福祉避難所の周知など、障がい種別に応じた配慮や対応といった災害時の整備に取り組んでいく必要があります。一方で、障がい者本人が日頃から「自分にとって安全な場所」を確認しておくことも重要です。最終的に福祉避難所へ避難するまでの間を安心して過ごすために、日頃から介助者や地域内での連携を図り、対策を講じる必要があります。

各種調査結果

- 災害時、避難所へ避難することができるかどうかについてみると、「避難できない」という回答は、身体では29.3%、知的では57.7%、精神では33.3%となっており、当事者への周知だけでなく、緊急時の地域での助け合いなどを含めた体制づくりが求められている。
- 災害時の困りごとについては、避難所の利用における不安が多く、場所や体制など、周知に努める必要がある。

ワーキンググループによる意見

- 災害発生後、福祉避難所へ避難するまでの期間に、一般避難所の生活における配慮が必要である。

施策の方向性

(1) 防災に関する知識の普及・促進

① 災害時対策等の知識の普及・啓発

- ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等により地域防災計画の周知を図り、災害時対策等の知識の普及・啓発に努めます。
- 津波ハザードマップ等の全戸配布、福祉施設での掲示により災害時要配慮者へ避難場所等の周知に努めます。
- 障がい者福祉施設や障害者団体等における防災訓練の実施、参加を促します。

(2) 災害時対策の強化

① 災害時対策の推進

- 災害時要配慮者のサポート体制を強化するために、障がいのある人や高齢者の各種情報（防災福祉台帳）について整理するとともに、町会・町内会や民生委員・児童委員などを中心として「福祉見守りあんしんマップ」を作成します。
- 災害時要配慮者の支援は、地域の互助が不可欠です。そのため、地域の支援組織や自主防災組織等と連携し、市は平常時から要配慮者の見守り体制の強化や災害時における避難支援、情報伝達方法などの確な支援ができるよう検討していきます。
- 能美市地域防災計画に基づいて、災害時要配慮者の福祉、医療的なケアにより配慮した避難所の運営について検討していきます。
- 障がいのある人が災害時に安心して利用できる福祉避難所について、日頃からの周知に努めます。

② 連携体制の整備

- 災害時の関係機関との連携体制を整備します。
- 防災通信体制の整備を推進します。

(3) 防犯体制の充実

① 防犯体制の強化

- 地域見守りネットワーク活動の推進を図り、地域の防犯ネットワークとしても機能させます。
- 福祉見守りあんしんマップを活用し、定期的に地域福祉委員会を開催することにより、普段からの見守り体制を強化・充実させ、障がいのある人が犯罪等にあわないう、福祉課や社会福祉協議会がその活動を促進します。